

令和6年度佐賀型賃金UPプロジェクト広報業務委託仕様書（案）

1 業務名

令和6年度佐賀型賃金UPプロジェクト広報業務

2 目的

佐賀県産業人材課が実施する「佐賀型賃金UPプロジェクト」において、相談窓口の設置、専門家派遣による経営課題解決や助成金申請手続きの支援、各種セミナー等を実施することとしており、当該事業について、県内中小・小規模事業者に対して広く周知を行うことで、賃金引き上げに対する機運を高める。

【参考】「佐賀型賃金UPプロジェクト」実施の背景

- 本県の有効求人倍率は依然高水準で推移を続けており、あらゆる業種において慢性的な人材不足の状況が続いている。
- 昨年10月14日から、県内最低賃金が1時間あたり853円から900円に改定された。
- 本県経済の持続的な発展・成長のためには、県内企業の収益力向上を図り、持続的な賃金の引き上げや人材確保、企業の成長といった好循環を生み出していく必要がある。

3 業務内容

当該プロジェクトを効果的に周知するために、テレビCM、新聞広告、SNS広告等のメディア・手法を用いて総合的な広報活動を実施すること。

なお、以下の内容を標準とするが、上記の目的をより効果的に達成するため、契約額の範囲内で業務内容を追加して提案しても差し支えないものとする。

(1) 広報計画の企画・立案

①テレビCM、新聞広告、SNS等を利用した総合的な広報計画の立案

- ・発信メディアの選定及びそれぞれの発信頻度、発信期間等を計画立案すること。
なお、令和6年6月及び9月を周知強化期間とし、広報活動の実施を予定している。
また、新聞広告とは紙面掲載及び折込チラシによる広告を想定する。

②広報準備から発信までのタイムラインの策定

- ・企画、コンテンツ作成、投げ込み等発信に至るまでの一連の流れを、各メディアごとにタイムラインを策定し、実行すること。

(2) 広報コンテンツの作成・プロデュース

- (1) で策定したメディアの広報コンテンツを作成し、プロデュースすること。

(3) 広報コンテンツの発信

- (2) で作成した広報コンテンツを(1)で立案した計画に基づき発信すること。

4 業務実施体制

受託者は、業務の進捗確認を図るため、定期的に県と打合せを行うこと。なお、県と打合せを行った際は議事録を作成し、その都度県に提出すること。

5 実績報告

受託者は、以下に掲げる成果物等について、県に提出すること。なお、事業実績の報告及び各種制作物の納品期限は、令和6年10月31日までとする。

(1) 完了報告書

受託者は、実施した広報の実績等を記した完了報告書を作成し、業務完了後速やかに県に提出すること。また、報告書には発信メディアごとの発信回数や期間、規格等を記載すること。

(2) 各種制作物

当業務で作成した広報物データ（Ai、写真、動画等）を県に提出すること。

5 委託契約期間

契約締結日から令和6年（2024年）10月31日まで

6 委託上限額

9, 182, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 代金の支払い方法

完了払とする。

8 その他留意事項

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 本委託業務の実施に当たっては、県と緊密な連携を取りながら進めるものとし、疑義が生じた場合は直ちに県と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託事業者において行うものとする。
- (4) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託事業者は自らの責任と負担において一切の対応を行なうものとする。
- (5) 受託者が本委託業務において制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等一切の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）は県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、県と協議し、その指示に従うこと。